

# 個人情報保護に関する規程

社会福祉法人星山会

みつぼし幼保園

(方針)

第 1 条 みつぼし幼保園（以下「当園」という）は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念の下、個人情報の適正な取り扱いに関して、「個人情報の保護に関する規程」及びその他の関連法令等を遵守する。

(利用目的の特定)

第 2 条 当園が個人情報を取り扱うに当たっては、その目的をできる限り特定する。

2 当園が取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の目的とが相当の関連性を有する合理的な範囲内になければならない。

但し、個人情報がプライバシー情報（私生活の事実に関して一般的に公開を望まない内容の情報をいう。以下同じ）を含む場合、利用目的を変更するには原則として保護者の同意を必要とするものとする。

3 前項に従って個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した目的について利用者に通知または公表しなければならない。

(利用目的)

第 3 条 当園では、入園手続き等で提供された個人情報を、保育園内部での利用目的として以下の各号に該当する目的で利用するものとする。

(1) 児童の育成に関する指導計画作成などに関する業務

(2) 児童の記録管理に関する業務

(3) 児童の健康状態把握に関する業務

(4) 利用者への連絡・情報伝達

(5) 利用者からの問い合わせまたはご依頼への応答

(6) 幼保園の管理業務として、以下の各号に該当する業務を行う

1. 入退園時の手続きに関すること

2. 会計及び経理に関すること

3. 保育料徴収に関すること

4. 事故などの報告

5. 短大、大学、保育士養成校からの実習生受け入れ及び指導育成に関すること

6. 中学生・高校生による職場体験及びボランティア受け入れに関すること

7. 福祉サービスの向上や業務の維持・改善のための基礎資料

2 当園では、入園手続き等で提供された個人情報、他の機関等への情報提供を伴う利用目的として以下の各号に該当する目的で利用するものとする。

- (1) 宗像市が行う福祉サービスや事業との連携協力
- (2) 外部監査機関及び第三者評価機関への情報提供
- (3) 苦情解決における第三者委員会への報告及び意見・助言を求める場合
- (4) 健康管理上、必要な医療機関との連携協力
- (5) 医療請求など日本スポーツ振興センターに関する事務
- (6) 事故等施設賠償責任保険に関する事務
- (7) 費用の請求及び収受に関する事務
- (8) 関係官庁への届け出及び法令等で定められている関係官庁への書類提出
- (9) 法令等による公的機関からの要請
- (10) 入学予定の学校からの照会に対する回答
- (11) 近隣保育所及び地域交流

但し、上記以外の業務遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合には、原則として保護者の同意を得るものとする。

(利用目的外の利用の制限)

第 4 条 当園は、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、前条に定める利用目的を超えて個人情報を取り扱ってはならないものとする。

2 前条の規程にかかわらず、個人情報の保護に関する法律の第二十三条第一項に基づいて次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 法令に基づくとき
- (2) 人の命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得るのが困難であるとき
- (4) 機関もしくは地方公共団体又は委託を受けた者が、法令に定める事務と遂行することに対し協力する場合であって、保護者の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

3 前条又は前項の規程にかかわらず、個人情報の保護に関する法律の第二十三条第二項に基づいて次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、前条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲若しくは明確な情報開示手順を示した場合において個人情報を取り扱うことができるものとする。

- (1) 当園内・外で行われた行事において、当園職員および関係者によって撮影され

たカメラ又はビデオカメラによる撮影物の園内掲示、懇談会等での動画の紹介

(取得に関する規則)

第 5 条 当園が個人情報を取得するときには、その利用目的を具体的に特定して明示し、適法かつ適正な方法で行うものとする。但し、人の命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には利用目的を特定して明示することなく、個人情報を取得できるものとする。

2 当園が個人情報を取得した時には、あらかじめその利用目的を公表している場合及び次のいずれかに該当する場合を除き、速やかにその利用目的を利用者に通知又は公表しなければならない。

(1) 利用目的を保護者に通知又は公表することによって、保護者又は第三者の生命、身体、財産その他の利益権利を害する恐れがあるとき

(2) 利用目的を利用者に通知又は公表することによって、当園の権利又は正当な利益を害する恐れがあるとき

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって利用目的を利用者に通知又は公表することによって、事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(4) 取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められるとき

(個人データの適正管理)

第 6 条 当園は、利用目的の達成のため必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

(1) 当園は、取り扱う個人データの漏洩、滅失の防止その他の個人データの安全管理のために、必要かつ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 当園は、個人データを取り扱う職員に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。

(3) 当園は、個人データの取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、第三者に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。

(4) 当園は、利用目的に関して保有する必要がなくなった個人データにつき、6ヶ月を超えて保有することがないよう確実かつ速やかに消去することとする。

(個人データの第三者提供の制限)

第 7 条 当園は、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ保護者の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づくとき

- (2) 人の命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得るのが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又は委託を受けた者が、法令に定める事務と遂行することに対して協力する場合であって、保護者の同意を得ることによって事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

2 次にあげる場合において、個人データの提供を受ける者は、前項の第三者に該当しないものとする。

- (1) 当園が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱い又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による承継に伴って、個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用するものの範囲、利用する者の利用目的及び個人データの管理について、責任を有する者の氏名・名称について、あらかじめ利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態においている場合（責任を有する者の氏名若しくは名称の変更を行う場合には、変更する内容について、あらかじめ保護者に通知し、又は本人が容易に知り得る状況に置くものとする）

(保有個人データに関する事項の公表)

第 8 条 当園は、保有個人データに関して、次にあげる事項について、利用者の知り得る状態に（利用者の求めに応じて延滞なく回答する場合に）おくものとする。

- (1) 保育園の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的（第 4 条 2 項ないし 3 項に該当する場合を除く）
- (3) 第 9 条 1 項の規程による求めに応じる手続き
- (4) 当園が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申し出先

(保有個人データの開示)

第 9 条 当園は、利用者が識別された保有個人データの開示（利用者が識別される保有個人データが存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ）を求められたとき、身分証明書等によって保護者本人であることを確認した上で、本人に対して保有個人データを開示するものとする。但し、開示することによって、次の各号に該当する場合には、一部又はその全部を開示しないものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 前項で定めた開示の方法は、書面の交付による方法とする。但し、あらかじめ利用者との間で口頭での回答による開示を、合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第10条 当園は、利用者から書面又は口頭によって、開示にかかる個人データの訂正、追加、削除、又は利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに必要な調査を行い、理由があることをが判明した場合には、その結果に基づいて保有個人データの訂正、追加、削除、又は利用停止等の措置をとるものとする。

- 2 当園は、前項に基づいた措置をとったとき、又は措置をとらない旨の決定をしたときは、利用者に対して延滞なくその旨（訂正又は追加した場合には、その内容を含む）に理由を付して通知するものとする。

(個人情報保護管理者及び苦情対応)

第11条 当園は、個人情報の適正管理を図るため、個人情報保護管理者を定め、施設における個人情報の管理に適切な措置を行うものとする。

- 2 前項に定める個人情報保護管理者は、施設長とする。
- 3 施設は個人情報の取り扱いに関する苦情を適切かつ迅速に解決するため、苦情解決責任者を定め、施設における個人情報に対応するものとする。
- 4 前項に定める苦情解決責任者は、施設長とする。
- 5 個人情報保護管理者は、本規定の定めに基づき、適正管理の実施、職員等（非常勤パート、実習生、ボランティア等の受け入れの従事者を含む）に対する教育・事業訓練等を行うものとする。
- 6 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し、改善を行うものとする。

(職員等の責務)

第12条 当園の職員等、（非常勤パート、実習生、ボランティア等の受け入れの従事者を含む、以下、同じ）又は職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当目的のために利用してはならない。

- 2 本規定は、個人情報保護を目的とした規程であって、施設の職員等又は職員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても厳格にコンプライアンスに努めるものとする。
- 3 本規定に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員又は職員

であった者は、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

- 4 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく適切な措置をとるものとする。